

令和 8 年度宮崎県消費生活センター都城支所

機械警備業務入札

令和 8 年 7 月 23 日

交付書類一覧掲載

- 1 宮崎県が実施する清掃業務・警備保障業務に係る条件付一般競争入札に参加される皆様へ 入札についてお願い（参考：外封筒の作成例を含む）（2 枚）
- 2 入札公告（3 枚）
- 3 入札説明書（8 枚）
- 4 入札参加資格確認申請書（1 枚）
- 5 同種業務実績調書（1 枚）
- 6 入札書（1 枚）
- 7 委任状（2 枚）
- 8 機械警備業務委託契約書の文例（個人情報取扱特記事項を含む）（6 枚）
- 9 機械警備業務実施要領（2 枚）
- 10 機械警備業務実績報告書（1 枚）
- 11 機械警備緊急連絡者名簿通知書（1 枚）
- 12 都城地方消費生活センター 警報装置等配置図面（2 枚）
- 13 警備金額抜積算書作成例（2 枚）
- 14 入札参加資格確認申請 提出書類一覧（令和 8 年度警備業務）（1 枚）

※ 全て片面印刷しています 計 33 枚

令和8年7月

宮崎県が実施する清掃業務・警備保障業務に係る
一般競争入札に参加される皆様へ

入札についてのお願い

- 1 入札説明書等の内容を十分に確認の上、入札に参加していただくようお願いします。
- 2 入札書の受理に関するトラブルを防止するため、入札書の提出方法は、「持参」若しくは「郵送（書留郵便（一般・簡易）に限る）」としております。
普通郵便等、他の方法によるものは受理できませんので、御注意ください。
- 3 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認められません。入札参加資格申請の提出前に、同一入札案件に一定の資本関係等がある者が参加しようとしていないか、あらかじめ確認をしてください。
- 4 入札書の受理の際には、まず、入札参加資格確認結果通知書の写しを確認します。
このため、入札参加資格確認結果通知書の写しは、入札書を入れる封筒内には同封せず、持参の場合は、入札書の入った封筒に添えて提出し、郵送の場合は、入札書の入った封筒を入れる封筒内に入れるようにしてください。
- 5 入札書（1回目）に記入する入札人は、できるだけ代表者としてください。
提出については、代表者、代理人のいずれかで構いません。委任状の提出方法は入札参加資格確認結果通知書の写しと同様とします。
- 6 入札書の日付は、入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入してください。入札書の日付が開札日となっている場合は無効となります。
- 7 開札に立ち会う場合の立ち会い者の人数は、1名とし、入札者又はその代理人若しくは貴社の社員としてください。
立ち会い者がいない場合は、入札説明書の11(3)により、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うものとします。
- 8 開札の結果、予定価格を上回る入札があり、予定価格の範囲内の価格で入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととなります。
このため、再入札に参加される場合は、開札日当日に、再入札のための入札書、委任状等を御持参ください。

発注機関	宮崎県消費生活センター
連絡先	啓発担当 上中園
電話	0985-32-7171

(参考：外封筒の作成例)

※持参の場合は不要です。

(表)

(裏)

- ・宛先は入札説明書を御確認ください。
- ・「警備業務入札書在中」と御記入ください。
- ・差出人の住所、商号（名称）を御記入ください。
- ・代表者印を封筒のつなぎ目部分に割印として押印してください。
(封筒の構造上、つなぎ目部分が2箇所しかない場合は、割印も2箇所で構いません。)
- ・郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」により郵送をしてください。
(この2つ以外の方法での郵送の場合は受理できず「無効」となります。)
- ・入札書等封入後、封筒をのり等でしっかり封緘してください。

(参考：入札書を入れる封筒の作成例)

※持参の場合は、この封筒に入札参加資格確認結果通知の写しを添えてご提出ください。

(表)

(裏)

- ・入札説明書を御確認の上「入札書在中」と御記入ください。
- ・差出人の住所、商号（名称）を御記入ください。
- ・代表者印を封筒のつなぎ目部分に割印として押印してください。
(封筒の構造上、つなぎ目部分が2箇所しかない場合は、割印も2箇所で構いません。)
- ・入札書封入後、封筒をのり等でしっかり封緘してください。

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年7月23日

宮崎県消費生活センター所長 福島 久大

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県消費生活センター都城支所警備業務
- (2) 委託内容 機械警備業務
- (3) 履行場所 宮崎県消費生活センター都城支所 都城市北原町16街区1号
- (4) 契約期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- (5) 入札方法

ア (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約である。

- (2) 県は、上記1の(4)の委託期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。

(ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責

めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和 54 年宮崎県告示第 41 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。
- (3) 県内に本店を有する者であること。
- (4) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和 8 年度において上記 1 (3)における警備業務を受託し、誠実に業務を履行している者
 - イ 宮崎県内に所在する建物（施設）において、令和 8 年度末又は当該入札の入札参加資格確認申請の日から 45 日に当たる日のいずれか早い日までに終了する種類及び規模をほぼ同じくする一契約（6 箇月以上継続したもの）に基づく業務（以下「同種業務」という。）を 1 回以上誠実に履行している者
 - ウ 令和 6 年 4 月 1 日から当該入札の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、同種業務を 1 回以上誠実に履行した実績を有する者
- (6) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第 9 条第 1 項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 入札に参加する者の間に、一定の資本関係又は人的関係が無いこと。
- (8) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 5 条の規定による宮崎県公安委員会の認定を受け、又は同法第 9 条若しくは第 40 条の規定による宮崎県公安委員会へ届出を行った者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県消費生活センター啓発担当 宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20 号
郵便番号 880-0051 電話番号 0985-32-7171
- (2) 期間 令和 8 年 7 月 23 日から令和 8 年 8 月 25 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。））

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県消費生活センター啓発担当
- (2) 期間 令和 8 年 7 月 23 日から令和 8 年 8 月 6 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。））

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県消費生活センター啓発担当
- (2) 期間 令和 8 年 7 月 23 日から令和 8 年 8 月 6 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。））
- (3) 方法 郵送（書留郵便に限る。8 月 6 日必着）又は持参による。

7 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和 8 年 8 月 14 日までに通知する。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県消費生活センター啓発担当
- (2) 提出期限 令和8年8月25日 午後5時
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。8月25日必着）又は持参による。
- (4) その他 入札書には、前項に定める入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

9 開札場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県消費生活センター研修室 宮崎市江平西2丁目1番20号
- (2) 日時 令和8年8月26日 10時45分

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県消費生活センター 宮崎市江平西2丁目1番20号
郵便番号880-0051 電話番号0985-32-7171

14 その他

- (1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) 一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者から本入札に係る入札参加資格確認申請があった場合は、当該複数の者は、本入札に係る入札参加資格がないものとする。

入 札 説 明 書

宮崎県が行う宮崎県消費生活センター都城支所警備業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の５に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和８年７月２３日

２ 競争入札に付する事項

- (１) 委託件名 宮崎県消費生活センター都城支所警備業務
- (２) 委託内容 機械警備業務
- (３) 履行場所 宮崎県消費生活センター都城支所
都城市北原町１６街区１号
- (４) 契約期間 令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日まで

３ 契約に係る特約事項

- (１) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく契約である。
- (２) 県は、上記１の(４)の委託期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成２３年宮崎県条例第１８号）第２条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

- (オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。
- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年1月12日告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。
- (3) 県内に本店を有する者であること。
- (4) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和8年度において上記2(3)における警備業務を受託し、誠実に業務を履行している者
 - イ 宮崎県内に所在する建物（施設）において、令和8年度に終了する種類及び規模をほぼ同じくする一契約（建物の延床面積147㎡以上の6箇月以上継続した契約に限る。）に基づく業務（以下「同種業務」という。）を1回以上誠実に履行している者
 - ウ 令和6年4月1日から当該入札の本入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、同種業務を1回以上誠実に履行した実績を有する者
- (6) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第89号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札等の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 警備業法(昭和47年法律第117号)第5条の規定による宮崎県公安委員会の認定を受け、又は同法第9条若しくは第40条の規定による宮崎県公安委員会へ届出を行った者であること。

5 担当部局

宮崎県消費生活センター 宮崎市江平西2丁目1番20号

郵便番号880-0051 電話番号0985-32-7171

6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書の様式

別記様式第1号 ※下記(2)の資料を添付。

イ 申請書等の提出期間

令和8年7月23日から令和8年8月6日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

ウ 提出場所 5に同じ

エ 提出部数 1通

※ (2)の資料については、公告日・発注機関の担当部局・委託内容(警備業務)が同じであるものは、委託件名毎(庁舎毎)に1通提出する必要はなく、まとめて1通で可とする。

オ 提出方法

郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は持参による。電送によるものは受け付けない。

- (2) 入札参加資格確認資料

入札参加資格確認資料は次のとおりとし、ア及びイの書面は6箇月以内のものとする。

ア 法人にあつては登記事項証明書の写し又は個人にあつては本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 4(5)に該当することを証する下記の書面

4(5)アに該当する場合…該当する業務の契約書の写し

4(5)イ又はウに該当する場合…該当する業務に係る契約書の写し及び同種業務実績調書
(別記様式第2号)

エ 警備業法第5条の規定する宮崎県公安委員会の認定書の写し、警備業法第6条の規定する標識の写し、又は同法第9条若しくは第40条の規定する届出書を宮崎県公安委員会が受理した旨の証明書の写し

- (3) 入札参加資格確認結果の通知

令和8年8月14日までに書面により通知する。ただし、令和8年8月14日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

- (4) 申請書等の作成費用の負担等

- ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 申請書等は、返却しない。
- ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は、認めない。

7 入札参加資格確認に対する異議申立

(1) 異議申立

入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立をすることができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は持参によるものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

(2) 異議申立に対する回答

異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

8 業務の仕様書

別添機械警備業務実施要領のとおり

9 仕様書に関する質問及び閲覧

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 質問の受付期間

令和8年7月23日から令和8年8月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面を郵送（書留郵便に限る。）又は持参して提出するものとする。

郵送する場合は、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

なお、電話や電送によるものは、受け付けない。

(2) 質問書に対する回答

(1)の質問書に対する回答は、書面により相手方に通知するものとする。

なお、回答書は、下記により閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 5に同じ

イ 閲覧期間

令和8年8月6日から令和8年8月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

10 入札

入札に参加する者は、入札書（別記様式第3号）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出場所 5に同じ

(2) 提出期限

令和8年8月25日 午後5時

(3) 入札書の日付

入札書作成日を記入すること。（開札当日の日付は記入しないこと。）

日付の誤りがある場合は入札無効となるため留意すること。

(4) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）又は持参により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、6(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も、同様に、別にして郵送用の封筒に入れること。

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第4号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「8月26日開封《宮崎県消費生活センター都城支所警備業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

11 開札

(1) 開札の日時 令和8年8月26日 10時45分

(2) 開札の場所 宮崎県消費生活センター研修室 宮崎市江平西2丁目1番20号

(3) 開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人1名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

12 再度入札

(1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

(2) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2

箇年度の間にあるもの)を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

14 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者(入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。)のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で失格又は無効とされた者を除く入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

宮崎県消費生活センター所長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名



電話番号

F A X 番号

令和 8 年 7 月 2 3 日付けで公告のありました宮崎県消費生活センター都城支所警備事業に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 法人にあつては登記事項証明書の写し（6 か月以内のもの）、又は個人にあつては本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し（6 か月以内のもの）
- 2 宮崎県の県税（個人県民税又は地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し（6 か月以内のもの）
- 3 同種業務実績調書（別記様式第 2 号）及び契約書の写し（第 5 の 1 の (6) に規定する「当該年度において当該入札に係る物件の同業務を受託し、誠実に業務を履行している者」として申請を行う場合は、契約書の写しのみ。）
- 4 警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 5 条の規定する宮崎県公安委員会の認定書の写し、警備業法第 6 条の規定する標識の写し、又は同法第 9 条若しくは第 4 0 条の規定する届出書を宮崎県公安委員会が受理した旨の証明書の写し

別記様式第 2 号（入札説明書 6 関係）

(清掃業務等の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領別記様式第 2 号)

同種業務実績調書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

業 務 名	
発 注 機 関 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
面 積	m ² (次の面積を記載してください) ※警備業務の場合・・・「建物の延床面積」
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

※ 発注機関が「宮崎県」の機関でない場合は、下記の欄において発注者からの証明が必要。
(「県立看護大」は、県の機関ではないため証明が必要です。)

上記委託業務が、誠実に履行された（されている）ことを証明します。

年 月 日

発注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

記載上の注意点

- この証明書は、清掃業務等の委託契約に係る入札参加のための審査に使用するものです。
公告に掲げる要件を満たす業務の受注実績を記入してください。
- 「面積」欄については、警備保障業務は建物の延床面積を記入してください（小数点以下の端数は切り捨てること。）。
ただし、複数業務（清掃・建物警備・駐車場警備・設備管理など）を合算した契約を行っている場合は、「公告に掲げる同種の業務」に限定した面積を記載してください。
- 記載した業務の契約書の写しを添付してください。

入 札 書 （委 託）

入 札 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	宮崎県消費生活センター都城支所警備業務									
受託の場所	都城市北原町 1 6 街区 1 号									
期 間	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 11 年 9 月 30 日まで									
入 札 保 証 金 額	宮崎県財務規則第 1 0 0 条第 2 項第 2 号により免除									
上記の金額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額をもって契約したいので、宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。 令和 8 年 月 日 住所 入札人 氏名 印 宮崎県消費生活センター所長 殿										

入札条件等確認済

委 任 状

私は、都合により 使用印鑑
（ ） を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 1. 受託の内容 宮崎県消費生活センター都城支所警備業務
- 2. 受託の場所 都城市北原町16街区1号

令和8年 月 日

住 所
名 称
氏 名 印

宮崎県消費生活センター所長 殿

代理人の職名又は本人との関係

委 任 状

使用印鑑

私は、（ ）を代理人と
定め貴県が令和8年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 委託料を請求ならびに受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付ならびに受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的 宮崎県消費生活センター都城支所警備業務
場 所 都城市北原町16街区1号
- 8 委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和8年 月 日

住 所

名 称

氏 名

印

宮崎県消費生活センター所長 殿

※ 委任事項は、適宜補正してください。

警備業務委託文例(長期継続契約)

機 械 警 備 業 務 委 託 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、庁舎の機械警備業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、宮崎県消費生活センター都城支所の機械警備業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（委託料等）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により委託料等に1箇月未満の端数が生じた場合は、委託料等の月額を日割計算するものとする。

委託料	金〇〇〇, 〇〇〇円	（月額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金〇〇, 〇〇〇円	（月額 金〇〇〇, 〇〇〇円）
合 計	金〇〇〇, 〇〇〇円	（月額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇, 〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添の機械警備業務実施要領（以下「要領」という。）及び甲の指示に従って、処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（警備機器等の設置等）

第8条 乙は、警備上必要と認められる警報装置及びこれに付随する一切の設備（以下「警

備機器等」という。)について、次のとおり設置するものとする。

- (1) 警備機器等については、甲の指定する場所(別添図面)に設置するものとするものとし、乙の所有に属するものとする。
 - (2) 乙は、警備機器等を設置する前に配置図面を甲に提出し承認を得なければならない。
また、委託業務開始後にあっても、甲乙協議の結果、警備機器等の配置が不十分であると認められたときは、乙は新たな警備機器等を付加する等の措置を講じなければならない。
 - (3) 警備機器等の設置に要する費用は、乙の負担とする。
- 2 甲は、警備機器等の設置後において、警備対象物件を新築し、増築し、又は改築すること等により既設の警備機器等の移動又は変更等の必要が生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、警備機器等が正常に作動するよう点検し、維持管理するものとする。
- 4 委託業務を遂行する上で必要な警備機器等消耗品及びこれらに係る保守及び点検等の費用は、乙の負担とする。

(補修費の負担)

第9条 警備機器等に故障が生じた場合は乙が直ちに修理を行うものとし、当該補修費の負担区分は次のとおりとする。

- (1) 保守の不備のために生じた故障、事故等については、乙の負担とする。
- (2) 乙の工事又は自然に起因する理由で故障が生じたときは、乙の負担とする。
- (3) 不法侵入者など犯罪行為による場合の破損等の損害については、乙の負担とする。
- (4) 甲の故意又は重大な過失によって生じた故障の場合は、甲の負担とする。

(警備機器等の撤去)

第10条 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに警備機器等を撤去して原状に回復するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(実績報告書の提出)

第12条 乙は、機械警備業務実績報告書(別記様式)(以下、「実績報告書」という。)を翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、実績報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する

費用は、乙の負担とする。

(委託料等の請求及び支払)

第13条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に委託料等の月額を支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等の月額を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料等の月額の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(法令の遵守)

第14条 乙は、業務の実施に当たり労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関連法令等を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には役員又は支社、支店若しくは常時清掃業務等の契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

ウ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

オ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）において、甲が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 甲が第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、委託料等の年額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（業務内容の変更等）

第16条 甲は、災害防止等のため必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料等を変更する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（損害賠償）

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（賠償保険）

第18条 乙は、この契約に基づく義務を履行するため、次の各号に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額以上の損害賠償額を内容とする賠償責任保険に加入し、甲に10月9日までに報告しなければならない。

（1）身体上の事故 1事故につき1億円。1人につき4千万円

（2）財産上の事故 1事故につき3億円

（秘密の保持）

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第20条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第21条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第22条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定

める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宮 崎 県

消費生活センター所長 福島 久大 印

乙 ○○市○○町○○番地

○○○

代表者 職 氏 名 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

機 械 警 備 業 務 実 施 要 領

第1条 目的

甲の所有又は管理にかかわる警備対象内の財産の保護に任じ、甲の業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

第2条 警備場所

宮崎県消費生活センター都城支所

第3条 警備方法

乙は、警備場所に警報装置を設置し、委託業務の時間中、警報装置により感知される異常の有無を管制センターにおいて自動的に表示する機械警備を行い、また当該警報装置の正常作動を管制センターにおいて、確認することのできるセキュリティシステムを装置するものとする。

第4条 委託業務の時間

委託業務の時間は、毎日午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「県の休日」という。)にあっては、午前8時30分から当該日の翌日午前8時30分までとする。

第5条 関係法規

警備業務は、宮崎県庁舎等管理規則(昭和35年宮崎県規則第29号)及び各庁舎について定められている防火、防災等に関する規定に基づき実施するものとする。

第6条 警備の開始と終了

警備基準時間内において、警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置解除の信号を受けたときに警備を終了する。

第7条 警備仕様

1 警報装置

- (1) 警備対象で発生した異常事態を、管制センターへ自動的に通報する。
- (2) 最終退館口に設置する警報器の作動に関し、遅延時間を設定する。
- (3) 本件警備に必要な適合機器の設置及び種類・数量は、末尾添付の警報装置等設置図面による。

2 管制センター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。

3 機動隊

管制センターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

第8条 警備開始時における取り扱い

1 甲における取り扱い

- (1) 甲の最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。
- (2) 最終退館者は、屋内に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ON(警戒)の状態に操作し退庁する。

2 乙における取り扱い

管制センターは、甲の最終退館者の操作器の操作により自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。

第9条 警備終了時における取り扱い

1 甲における取り扱い

甲の最初の入館者は、入館後に必ず屋内に設置した操作器を、所定時間内にOFF（警戒解除）の状態に操作する。

2 乙における取り扱い

管制センターは、甲の最初の入館者の操作器の操作により自動的に表示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

第10条 警備実施時間中における甲の臨時入館

原則として入館してはならない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

1 甲の臨時入館者は、入館後に必ず屋内に設置した操作器を、所定時間内に確実にOFFの状態に操作し、以降甲の責任において処理するものとする。

2 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

第11条 異常事態発生時における乙の処置

1 警報受信装置により、甲の警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、乙は機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。

2 警備対象に到着した機動隊は、異常事態を確認後、管制センターへその状態を連絡し、必要に応じて関係先へ連絡する。

3 あらかじめ定められた甲の責任者又は緊急連絡者へ連絡する。

第12条 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

第13条 鍵の預託

警備実施に必要な鍵（磁気カードを含む）は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵（磁気カードを含む）は、それぞれ厳重に取り扱い保管する。

第14条 警備装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能については、乙は適宜保守点検を行う。

第15条 緊急連絡者の指定

1 甲は、あらかじめ機械警備緊急連絡者名簿（別記様式）により緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。

2 上記緊急連絡者に変更あるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を乙に交付する。

第16条 その他

警備実施上、この警備計画に定めのない事項について、必要あるときに限り、甲乙協議し、本計画に付加条項文書を添付する。

別記様式

年 月 日

宮崎県消費生活センター所長 殿

住 所

会 社

代表者名

機械警備業務実績報告書（ 月分）

施設名					
日	摘 要	処 置	日	摘 要	処 置
1			1 6		
2			1 7		
3			1 8		
4			1 9		
5			2 0		
6			2 1		
7			2 2		
8			2 3		
9			2 4		
1 0			2 5		
1 1			2 6		
1 2			2 7		
1 3			2 8		
1 4			2 9		
1 5			3 0		
			3 1		

※ 摘要欄に「異常なし・異常あり」を記載すること。

※ 摘要欄に「異常あり」の場合、その処置について処置欄に記載又は書面で添付すること。

様式

年 月 日

会社名

代表者名 様

宮崎県消費生活センター所長 印

機械警備緊急連絡者名簿通知書

このことについて、機械警備業務に係る緊急連絡者を下記のとおり通知します。

記

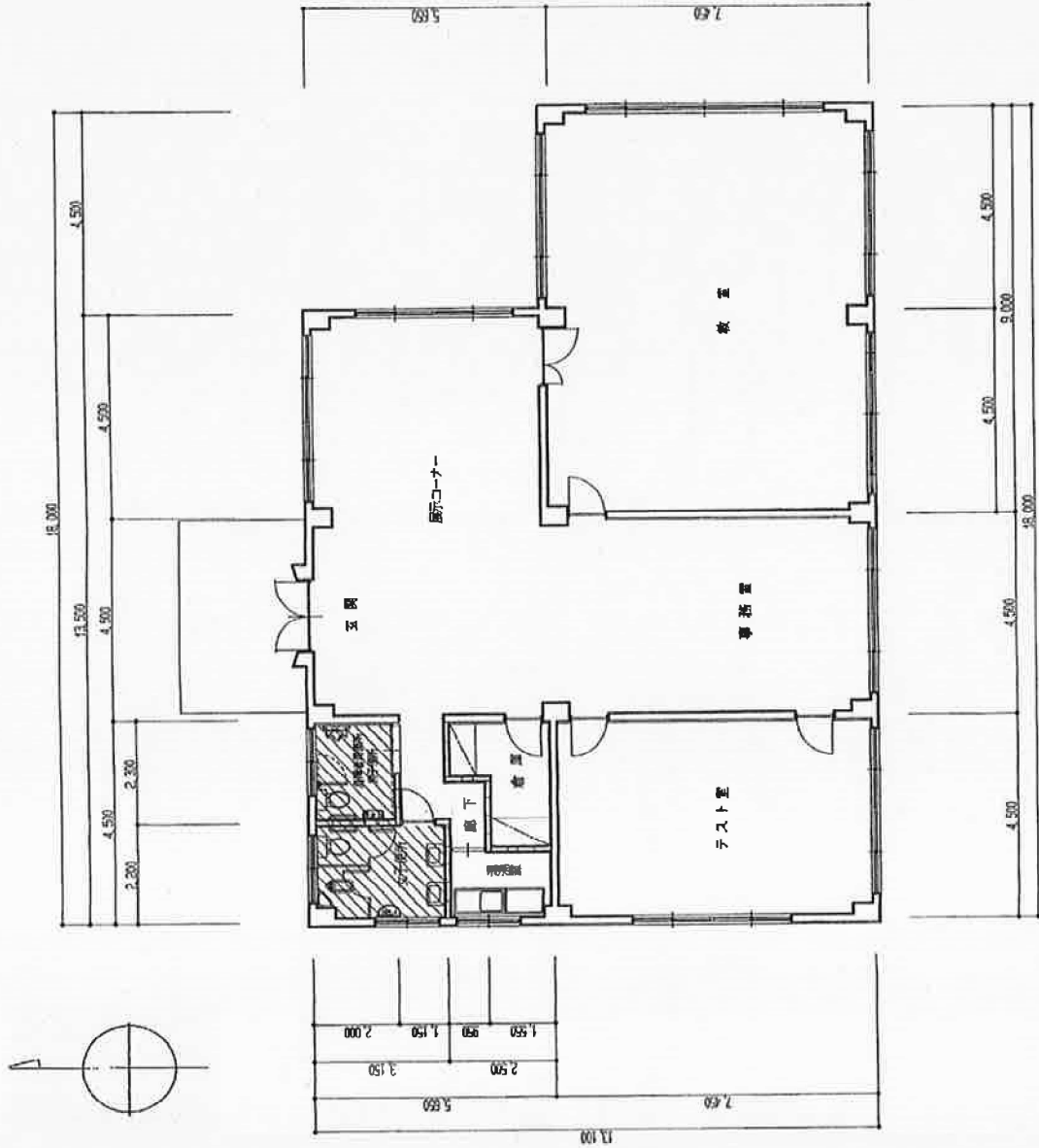
業 務 名 宮崎県消費生活センター都城支所警備業務

発注機関 電話番号 0985-32-7171 F A X 番号 0985-38-8727

緊急連絡者名簿

順番	職	氏 名	自宅電話番号	携帯電話番号
1				
2				
3				

都城地方消費生活センター



構造 鉄筋コンクリート

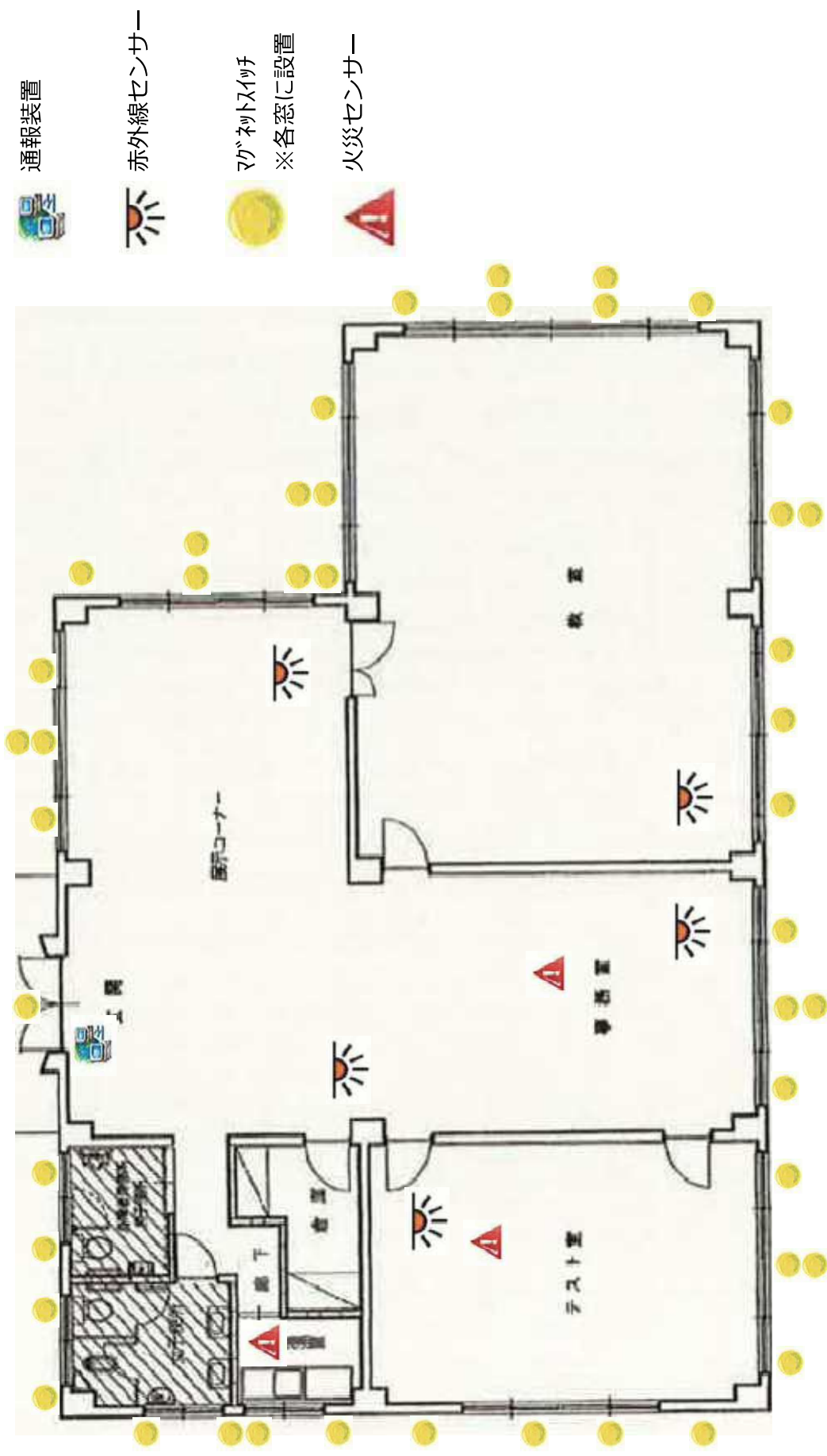
総面積 210.375 m^2

＜内訳＞	教室	67.050 m^2
	展示室	49.500 m^2
	事務室	33.525 m^2
	相談室等	33.525 m^2
	その他	26.775 m^2

都城地方消費生活センター



都城地方消費生活センター 警報装置等設置図面



警備金額抜積算書作成例

1 件 名 宮崎県消費生活センター都城支所警備業務

2 執行予定額 円

3 積算内訳

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額 (円)	備 考
宮崎県消費生活センター都城支所警備業務						
警備業務		1	式			
総 合 計		1	式			

4 委託場所 都城市北原町16街区1号

警備金額抜積算書作成例

1 件 名 宮崎県消費生活センター都城支所警備業務

2 執行予定額 円

3 積算内訳

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額（円）	備 考
宮崎県消費生活センター都城支所警備業務						
機械警備業務	R8.10.1～ R11.9.30	36	月			
機械警備装置						
警備業務 夜間	17:15～8:30					
閉庁日（土・日・祝 日・年末年始）	8:30～17:15					
直接物品費		%				
業務管理費		%				
一般管理費		%				
総 合 計						

4 委託場所 都城市北原町16街区1号

※ 本紙は、入札参加資格確認申請時に、申請書類一式に添えて提出してください。

入札参加資格確認申請 提出書類一覧

(令和 8 年度警備業務)

提出者

区 分	書類提出	適 否 ※記入不要
①入札参加資格確認申請書（入札説明書別記様式第 1 号）		
入札参加資格確認資料		
②法人の場合…登記事項証明書の写し 個人の場合…本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し ※いずれの場合も申請日から起算して 6 箇月以内のもの		
③宮崎県の県税、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し ※申請日から起算して 6 箇月以内のもの		
④入札説明書 4 (5) に該当することを証する書類 ※下記 i 又は ii の該当する方の提出資料		
⑤「警備業法第 5 条に規定する宮崎県公安委員会の認定書」、警備業法第 6 条の規定する標識の写し、又は「同法第 9 条若しくは第 4 0 条に規定する届出書を宮崎県公安委員会が受理した旨の証明書」の写し		

i 令和 8 年度において、今回の入札物件と同じ物件を受託し、誠実に業務を履行している場合

区 分	書類提出	適 否 ※記入不要
該当する物件の契約書の写し（コピー）		

ii 令和 6 年度から令和 8 年度までの間に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、今回の入札物件と種類及び規模をほぼ同じくする契約に基づく業務を誠実に履行した実績がある場合（履行中で、令和 8 年 9 月 3 0 日までに業務が終了する場合を含む。）

区 分	書類提出	適 否 ※記入不要
該当する物件の契約書の写し（コピー）		
同種業務実績調書（別記様式第 2 号）〔 <u>原本</u> 〕		

※ 適否の欄は記入しないでください。

※ 審査上疑義が生じた場合等には、上記以外の書類の提出を求めることもあります。